平成２２年（フ）第４３７号
千葉県佐倉市井野1586番地26　H棟107号
債務者　瀧　與志夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３８号
千葉県佐倉市井野1586番地26　H棟107号
債務者　瀧　　和美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４１号
千葉県成田市吾妻１丁目23番地１　雇用促進住宅1313号
債務者　今野　重男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４３号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１　１棟110号
債務者　平田　清造
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４４号
東京都台東区蔵前１丁目５番５―1202号　アルティス浅草橋
債務者　平田　清二
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４５号
千葉県佐倉市井野1579番地41
債務者　藤崎　清美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５１号
千葉県成田市本三里塚213番地９
債務者　篠塚　国博
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５３号
千葉県白井市南山１丁目９番３棟506号
債務者　門馬　里美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５６号
千葉県成田市郷部229番地　クレヴァーハイツＣ203
債務者　飯塚　和行
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６４号
千葉県佐倉市江原台１丁目14番地16
債務者　川名　英治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６８号
千葉県四街道市上野254番地６
債務者　平井　　守
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６９号
千葉県成田市吾妻１丁目23番地１　雇用促進住宅1306号
債務者　籾井　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７２号
千葉県八街市朝日46番地５
債務者　上條　　忍
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７７号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　４棟402号
債務者　綾部　孝司
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２５５号
名古屋市名東区一社４丁目176番地　ハイライフメイユウ105号
債務者　秋本　　綾
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７１号
愛知県岡崎市久後崎町字堤下５番地15　レオパレス21東岡崎第３　204、旧住所愛知県大府市梶田町４丁目１番地　三菱寮
債務者　湊　　英樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
北海道深川市４条４番29号　コ亀荘１―１
債務者　佐々木文夫
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部